

ふくおか県芸術文化祭ホームページ広告掲載事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふくおか県芸術文化祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) ふくおか県芸術文化祭ホームページ（以下、「芸文祭ホームページ」という。）
実行委員会が管理するホームページで、<https://www.geibun-sai-fukuoka.jp/> で始まるものをいう。
- (2) 広告
文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、実行委員会が別に定める。

(広告の基準)

第4条 掲載する広告は、芸文祭ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと実行委員会が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、実行委員会が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現

(暴力団の排除)

第6条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、年単位とする。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、実行委員会が行うものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 実行委員会は、広告の掲載にあたっては、第4条、第5条及び第6条の規定に基づく審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

- 2 実行委員会は、前各項の規定により掲載する広告を決定したときは、実行委員会が別に定める「ふくおか県芸術文化祭ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書」により、その旨広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載希望者は、広告原稿を第5条の規定に基づき作成し、実行委員会が別に定める「ふくおか県芸術文化祭ホームページ広告掲載協賛申込書」と併せて、実行委員会に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告掲載希望者が負担するものとする。
- 3 実行委員会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告掲載希望者に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の時期)

第11条 実行委員会は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告の掲載を開始する月の初日の0時に掲載するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告の掲載を終了する月の末日の24時に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第6条各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断したとき。
- (3) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (4) 第10条第3項の規定による修正の指示に従わないとき。

2 実行委員会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、実行委員会は、広告主が納入すべき広告掲載協賛金額の減額は行わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、実行委員会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、実行委員会は、広告主が実行委員会に納入すべき広告掲載協賛金額の減額は行わないものとする。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告の内容を原則として3カ月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、実行委員会にあらかじめ協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに実行委員会に届け出るものとする。

(協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、実行委員会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和6年8月26日から施行する。